

平成26年定例会 防災県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

【経営関係】

- 1 平成26年度の組織体制について 1
- 2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について 2
- 3 平成26年度当初予算のポイント 4
- 4 平成25年度決算見込みの概要について 8
- 5 経営基盤の強化について 10

【事業関係】

- 1 水道用水供給事業 12
- 2 工業用水道事業 18
- 3 水力発電事業 23
- 4 RDF焼却・発電事業 26

〔資料〕

- 企業庁事務分掌 31
- RDF焼却・発電事業に係る確認書 33
- 脱退負担金の取り扱いに関する決議 37

〔別冊〕

- 平成26年度事業概要「水の恵み」

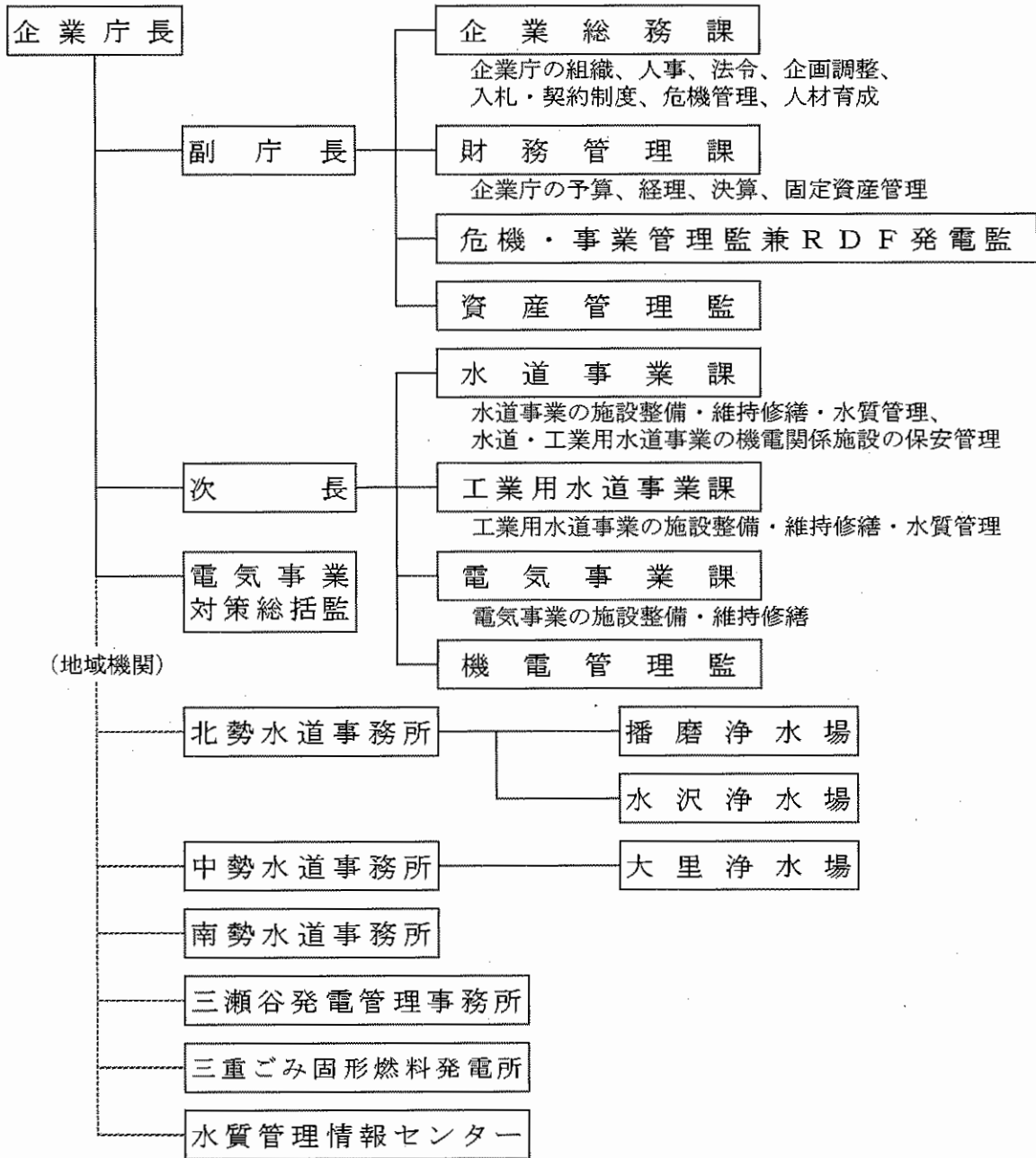
平成26年5月26日

企業庁

【経営関係】

1 平成26年度の組織体制について

(1) 組織図〔5課、6事業所〕



※事務分掌については、別添資料P31～32のとおり。

(2) 職員数の推移(平成26年4月1日現在)

【単位：人】

	H22		H23		H24		H25		H26	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	68	△5	67	△1	67	0	68	1	70	2
事業所	185	△2	174	△11	166	△8	163	△3	159	△4
計	253	△7	241	△12	233	△8	231	△2	229	△2

2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について

(1) 経緯

企業庁では、社会情勢の変化に的確に対応し、知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、平成19年11月に、10年間（平成19年度～平成28年度）の事業運営の理念と道筋を示した「三重県企業庁長期経営ビジョン」（以下「長期経営ビジョン」という。）及びその実行計画として、4年間（平成19年度～平成22年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁中期経営計画」（以下「第1次中期経営計画」という。）を策定し、抜本的な経営改善を進めてきました。

現在は、平成23年3月に、平成23年度からの4年間（平成23年度～平成26年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁第2次中期経営計画」（以下「第2次中期経営計画」という。）を策定し、「第1次中期経営計画」に引き続き、経営改善の取組や計画的な施設改良など「安全・安定」供給にかかる取組を進めています。

「長期経営ビジョン」の概要は、別冊「水の恵み」の18～20頁、「第2次中期経営計画」の概要は、同冊子の50～52頁のとおりです。

(2) 進行管理

ア 成果指標の実績把握と公表

- ・ 「中期経営計画」で設定した主要施設の耐震化率や設備の更新率などの成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証しています。
- ・ 計画の進捗状況については、ホームページにより公表しています。

イ 三重県企業庁の経営に関する懇談会

「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づく事業の実施状況や経営状況について、ユーザー・有識者等から広く意見をいただき経営に反映していくため、毎年度、「企業庁の経営に関する懇談会」を開催しています。

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

ア 一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化

伊賀水道用水供給事業を平成22年4月に伊賀市へ、南勢志摩水道用水供給事業の一部を平成23年4月に志摩市へ譲渡し、一元化を実施しました。

なお、志摩市への譲渡にあたっては、平成25年度までの3年間にわたって県から市へ5名の職員派遣を実施し、市への技術継承を行いました。

イ 水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

工業用水道事業については、北勢水道事務所において、平成21年度から全ての工業用水道の浄水場等で技術管理業務の包括的な民間委託の導入を開始し、平成24年度からは業務委託範囲を見直し、2期目となる3ヵ年の契約を民間受託者と締結し、包括的な民間委託を実施しています。

水道用水供給事業については、工業用水道事業での業務委託範囲を見直した民間委託の実施状況等を踏まえて、水道用水の将来にわたる「安全・安定」供給が確実に達

成できることを前提に、包括的な民間委託の導入について検討しています。なお、包括的な民間委託の中心となる浄水場等の運転監視業務については、平成24年度から全ての水道用水供給事業の浄水場等で民間委託を導入しています。

ウ 水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会からの三重県企業庁の民営化に向けた提言を受けて平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」における民間譲渡が最初の選択肢との判断に基づき、同年10月から中部電力㈱を譲渡交渉先として交渉を進めてきました。

譲渡に関する基本的事項の整理を進めた結果、平成23年8月に譲渡価格は105億円とし、10箇所すべての発電所を3年間で段階的に譲渡することを内容とする「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を中部電力㈱と締結しました。

この合意書に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺発電所及び比奈知発電所の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所の3発電所を譲渡しました。

今後は最終となる3回目の譲渡に向けて、諸課題への対応を的確に進めていきます。

エ 水力発電事業の民間譲渡後のRDF焼却・発電事業の運営形態

水力発電事業の譲渡後の運営形態については、平成28年度までは企業庁が引き続き任意適用事業として運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題の解決に向けて関係部局と協議を進め、平成26年度上半期を目途に方針を決めていきます。

3 平成26年度当初予算のポイント

(1) 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、平成19年度に策定した「長期経営ビジョン」（平成19～28年度）、及びその実行計画である「第2次中期経営計画」（平成23～26年度）に掲げる経営目標の実現に向け、ISO 9001品質マネジメントシステムを活用した事業運営を行っています。

平成26年度においては、耐震化・老朽劣化対策を図るための計画的な施設改良や技術管理業務の包括的な民間委託等の取組を進めるとともに、平成27年4月給水開始予定の南勢水道拡張事業について計画的・効率的に事業を進めます。

また、水力発電事業の民間譲渡については、段階的譲渡の2回目となる平成26年4月に、3発電所を中部電力（株）に譲渡します。

なお、これらの事業の実施に加え、財務基盤の強化を進めるため、新規企業債の発行抑制に努めるとともに、水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施することにより、金利負担の軽減を図ります。

(2) 主な重点項目

ア 計画的な施設改良の推進 予算額 5,571,904 千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場、発電所などの施設を効率的に整備し、適切に維持・更新していくことが不可欠です。このため、施設の耐震化対策を重点的に進めるとともに、老朽劣化対策として電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

(ア) 耐震化対策 予算額 2,103,808 千円

浄水場等の主要施設や水管橋の耐震補強を行い、大規模地震等による被害の軽減を図ります。

- ・ 沢地浄水場耐震補強工事
- ・ 揖斐川水管橋耐震補強工事 他

(イ) 老朽劣化対策 予算額 2,520,201 千円

管路や設備機器を中心に、効率的に改修や取替等を行い、漏水や故障等による給水障害の未然防止を図ります。

- ・ 菰野導水ポンプ所非常用自家発電設備改良工事
- ・ 播磨浄水場沈殿池汚泥掻寄設備改良工事 他

(ウ) その他（配水運用の強化等） 予算額 947,895 千円

管路の整備や送水管布設替工事などを行い、配水運用の強化等を図ります。

- ・ 内径300 耗送水管布設替工事（白山向け） 他

イ 拡張事業の推進

予算額 519,378 千円

南勢水道拡張事業について、平成27年4月からの給水開始に向けて計画的・効率的に事業を進めます。

- ・多気浄水場2系送水ポンプ改良工事 他

ウ 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

予算額 1,528,581 千円

長期経営ビジョンに基づき、水力発電事業の民間譲渡や技術管理業務の包括的な民間委託などの取組を進めます。

(ア) 水力発電事業の民間譲渡

予算額 1,253,856 千円

水力発電事業の民間譲渡については、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二及び蓮発電所を中部電力（株）に譲渡するとともに、最終譲渡となる平成27年4月に向けて、残る5発電所に係る必要な設備改修等を行います。

- ・宮川第三発電所圧力隧道ケーブル取替工事
- ・大和谷発電所取水口他整備工事 他

(イ) 技術管理業務の包括的な民間委託

予算額 274,725 千円

工業用水道の浄水場等（北勢水道事務所管内）における技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安定供給の継続に努めます。

- ・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

平成26年度当初予算 会計別総括表

(単位：千円)

	年度	収益の収入 (A)	収益の支出 (B)	収益の収支 (A) - (B)	純利益 (税抜き)	資本の収入 (C)	資本の支出 (D)	資本の収支 (C) - (D)	
水道事業	25	10,160,982	8,937,475	1,223,507	1,192,465	1,484,714	6,641,637	△5,156,923	
	26	11,710,220	9,524,074	2,186,146	1,947,901	1,935,583	6,665,930	△4,730,347	
	増 減	1,549,238	586,599	962,639	755,436	450,869	24,293	426,576	
	前年対比	115.2%	106.6%	178.7%	163.4%	130.4%	100.4%	-	
工業用水道事業	25	5,914,877	5,366,415	548,462	426,862	1,267,433	4,684,253	△3,416,820	
	26	6,468,772	6,207,407	261,365	66,248	1,973,688	6,421,462	△4,447,774	
	増 減	553,895	840,992	△287,097	△360,614	706,255	1,737,209	△1,030,954	
	前年対比	109.4%	115.7%	47.7%	15.5%	155.7%	137.1%	-	
電気事業	25	4,010,962	4,234,343	△223,381	△187,499	1,136,219	1,390,207	△253,988	
	26	3,087,909	4,420,276	△1,332,367	△1,124,198	2,803,776	1,176,106	1,627,670	
	増 減	△923,053	185,933	△1,108,986	△936,699	1,667,557	△214,101	1,881,658	
	前年対比	77.0%	104.4%	-	-	246.8%	84.6%	-	
電気内訳	水	25	2,889,841	2,928,598	△38,757	1,377	1,136,219	1,386,159	△249,940
		26	2,023,342	3,237,054	△1,213,712	△949,033	2,803,776	1,171,993	1,631,783
		増 減	△866,499	308,456	△1,174,955	△950,410	1,667,557	△214,166	1,881,723
	RDF	25	1,121,121	1,305,745	△184,624	△188,876	-	4,048	△4,048
		26	1,064,567	1,183,222	△118,655	△175,165	-	4,113	△4,113
		増 減	△56,554	△122,523	65,969	13,711	-	65	△65
前年対比	95.0%	90.6%	-	-	-	101.6%	-		
合計	25	20,086,821	18,538,233	1,548,588	1,431,828	3,888,366	12,716,097	△8,827,731	
	26	21,266,901	20,151,757	1,115,144	889,951	6,713,047	14,263,498	△7,550,451	
	増 減	1,180,080	1,613,524	△433,444	△541,877	2,824,681	1,547,401	1,277,280	
	前年対比	105.9%	108.7%	72.0%	62.2%	172.6%	112.2%	-	

平成26年度当初予算 会計別支出予算総額

(単位：千円)

区 分		平成25年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増 減	前年対比
水道事業	収益的支出(A)	8,937,475	9,524,074	586,599	106.6%
	資本的支出(B)	6,641,637	6,665,930	24,293	100.4%
	うち建設改良費	2,726,131	2,704,386	△21,745	99.2%
	合 計 (A)+(B)	15,579,112	16,190,004	610,892	103.9%
工業用水道事業	収益的支出(A)	5,366,415	6,207,407	840,992	115.7%
	資本的支出(B)	4,684,253	6,421,462	1,737,209	137.1%
	うち建設改良費	2,395,014	3,726,809	1,331,795	155.6%
	合 計 (A)+(B)	10,050,668	12,628,869	2,578,201	125.7%
電気事業	収益的支出(A)	4,234,343	4,420,276	185,933	104.4%
	資本的支出(B)	1,390,207	1,176,106	△214,101	84.6%
	うち建設改良費	442,910	145,264	△297,646	32.8%
	合 計 (A)+(B)	5,624,550	5,596,382	△28,168	99.5%
合 計	収益的支出(A)	18,538,233	20,151,757	1,613,524	108.7%
	資本的支出(B)	12,716,097	14,263,498	1,547,401	112.2%
	うち建設改良費	5,564,055	6,576,459	1,012,404	118.2%
	合 計 (A)+(B)	31,254,330	34,415,255	3,160,925	110.1%

4 平成25年度決算見込みの概要について

(1) 損益計算書及び貸借対照表（平成25年度決算見込）

①水道事業会計

損益計算書 (億円、%)			貸借対照表 (億円、%)		
科目	H25	前年対比	科目	H25	前年対比
営業収益	95	100.2	固定資産	1,496	98.8
営業費用	73	102.6	流動資産	165	108.7
営業利益	22	92.6	資産合計	1,661	99.7
営業外収益	2	85.7	固定負債	63	95.0
営業外費用	10	85.2	流動負債	11	136.9
経常利益	14	97.1	負債合計	74	99.3
当年度純利益	14	97.1	資本金	1,127	98.4
前年度繰越利益剰余金	0	1.8	剰余金	460	103.1
当年度未処分利益剰余金	14	-	資本合計	1,587	99.7
			負債・資本合計	1,661	99.7

②工業用水道事業会計

損益計算書 (億円、%)			貸借対照表 (億円、%)		
科目	H25	前年対比	科目	H25	前年対比
営業収益	56	94.2	固定資産	1,217	100.4
営業費用	45	101.4	流動資産	131	99.9
営業利益	11	72.4	資産合計	1,348	100.3
営業外収益	0	91.4	固定負債	66	98.4
営業外費用	4	90.8	流動負債	8	125.3
経常利益	7	65.4	負債合計	74	100.8
当年度純利益	7	66.5	資本金	851	100.4
前年度繰越利益剰余金	0	皆減	剰余金	423	100.2
当年度未処分利益剰余金	7	66.1	資本合計	1,274	100.3
			負債・資本合計	1,348	100.3

③電気事業会計

損益計算書 (億円、%)			貸借対照表 (億円、%)		
科目	H25	前年対比	科目	H25	前年対比
営業収益	26	95.7	固定資産	129	90.1
営業費用	24	97.4	流動資産	35	120.9
営業利益	2	78.0	資産合計	164	95.2
附帯事業収益	13	137.0	固定負債	3	52.1
営業外収益	0	24.9	流動負債	7	141.9
附帯事業費用	12	124.4	負債合計	10	93.3
営業外費用	1	77.7	資本金	147	95.0
経常利益	2	147.5	剰余金	7	102.9
当年度純利益	2	147.5	資本合計	154	95.3
前年度繰越利益剰余金	△24	94.0	負債・資本合計	164	95.2
当年度未処分利益剰余金	△22	90.6			

損益計算書の概要

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成25年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に係る料金収入です。また、費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費などです。

平成25年度の各事業の純利益は以下のとおりです。

水道事業 : 14億円
工業用水道事業 : 7億円
電気事業 : 2億円

なお、電気事業については、水力発電事業とその附帯事業であるRDF焼却・発電事業を合わせて記載しています。

貸借対照表の概要

貸借対照表は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成25年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産は管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産等です。

また、負債は、引当金、水資源機構からの借入等の固定負債と未払金等の流動負債で構成されます。

資本は、自己資本金と借入資本金に区分される資本金と国庫補助金等の剰余金で構成されます。

(2) 長期債務の状況 (平成25年度末現在)

(単位: 億円)

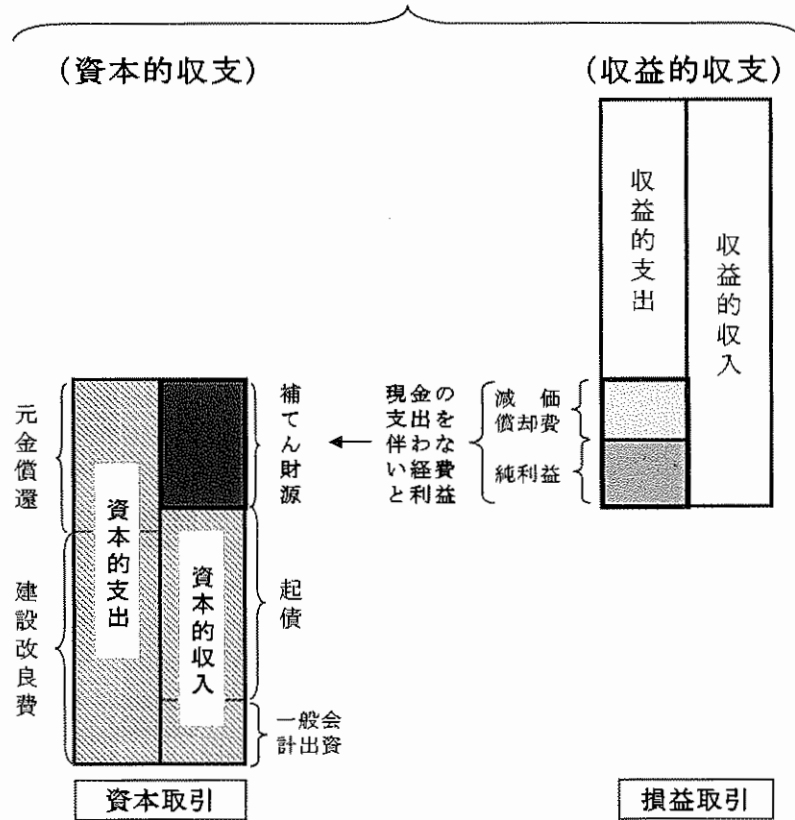
(参考)

		借入資本 (企業債)	負債 (水資源機構割 賦負担金)	H25年度末 残高	H24年度末 残高
		(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)
水道	元金	(0) 325	(2) 2	(2) 328	(10) 366
	利息	53	0	54	64
工業用水道	元金	(4) 175	(8) 8	(12) 182	(15) 203
	利息	23	1	24	29
電気	元金	(4) 18	(0) 0	(4) 18	(7) 26
	利息	3	0	3	4
合計	元金	(8) 518	(10) 11	(18) 528	(31) 595
	利息	79	1	80	97
	計	597	12	609	692

※元金欄上段の()書は、利率5%以上の企業債及び水資源機構割賦負担金で内数。
 ※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

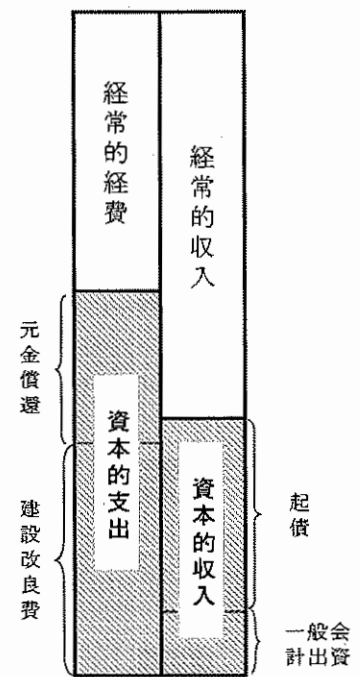
(参考) 公営企業予算と官公庁予算

【 公営企業予算 】



【 官公庁予算 】

<イメージ図>



5 経営基盤の強化について

(1) 人材育成

次世代への技術継承とチャレンジする組織を目指して、平成19年11月に「三重県企業庁人材育成方針」を策定し、職員の能力開発や技術継承に取り組んでいます。

ア 推進体制

「三重県企業庁職員研修委員会」において、毎年度「三重県企業庁職員研修計画」を策定し、継続的、総合的に研修等を実施しています。

また、研修委員会のもとに「人材育成部会」を設置し、次のような役割分担で取組を行います。

- ・ 人材育成部会では、人材育成方針に基づき、研修・OJTの実施方法、各種マニュアルの整備などについて検討します。
- ・ 研修委員会では、人材育成部会で検討した内容を確認し、具体的な取組として実行に移すとともに、その成果を検証し改善につなげます。

イ 平成26年度における主な取組

- ・ OJTの要素を取り入れた、より実践的で効果の高い研修として、専門的な知識を有し、高い技術力を習得している職員による実践研修を的確に実施します。
- ・ 技術管理業務の包括的な民間委託を進めるなかで、「安全・安定」供給が継続できるよう、職員の技術力、指導監督能力の維持・向上を目指し、実践業務などに役立つマニュアル類を整備するとともに、「施設の維持管理」、「水質管理」及び「緊急時対応力」を向上するための研修を実施します。

(2) 防災危機管理の推進

「三重県地域防災計画【震災対策編】（平成24年修正）」の抜本的な見直しに伴い、津波対策を含む施設の耐震化、新たな応急対応策等を盛り込み改訂した「三重県企業庁防災危機管理推進計画（平成26年3月第3回改訂版）」に基づき、危機管理体制の充実・強化、地震・風水害など自然災害による被害の軽減や漏水等事故の未然防止等に取り組めます。

ア 危機管理推進体制の整備

企業庁における危機管理を適切に行うため、本庁に「危機・事業管理監」、事業所に「副所長」を配置しています。

その上で、危機・事業管理監や副所長等をメンバーとする「企業庁危機管理推進会議」を設置し、災害発生時の未然防止対策の検討や、事故原因の分析結果などを情報共有し、取組の水平展開を図っています。

イ 耐震化

平成26年度も引き続き、取水施設や浄水場等の主要施設及び復旧に時間を要する水管橋の耐震化等を計画的、重点的に実施します。また、津波浸水予測調査結果を基に企業庁施設の浸水箇所の把握を行うとともに、津波浸水区域内の主要な施設について、必要な津波対策（減災対策）の検討を行います。

ウ 緊急時における初動・応急体制の充実・強化

民間委託の推進や業務の効率化に伴い人員削減が進む中で、災害時における応援要員の確保等、受託事業者を含めた危機管理体制を確立するため、平成20年度に企業庁独自の参集体制として、県内で震度5強以上の地震発生時などの場合には、あらかじめ定めた企業庁有人施設（原則、職員の自宅に最も近い施設）に参集するよう見直しました。

平成21年度からは、見直した非常参集体制に基づき各水道事務所において訓練を実施するとともに、受託事業者等との連携強化を図ってきました。

平成26年度も引き続き危機管理体制に関する訓練を各所属で実施し検証を行うとともに、受託事業者等との連携強化に努めることにより、効果的な体制の確立に取り組みます。

(3) 固定資産の管理

企業庁が所有する固定資産については、電算システムにより台帳を管理しており、建設改良により取得、除却した資産の追加、削除や減価償却費の計算などをシステム処理することにより、資産価額の把握を行っています。

また、水力発電事業の民間譲渡において、中部電力㈱への固定資産データの引継ぎを進めています。

(4) 労働安全衛生への対応

各事業所における労働災害・事故ゼロを実現するため、次のとおり労働安全衛生の確立に取り組んでいます。

ア 労働安全衛生の体制

「三重県企業庁安全衛生基本方針」に基づき、「総括安全衛生委員会」において毎年度、「安全衛生重点取組項目」を決定するとともに、基本方針と重点取組項目を具体的に実施するため、「各事業場安全衛生計画」を策定し、実効性のある労働安全衛生の取組を行っています。

イ 平成26年度の主な取組

- ・ 発注者として労働災害防止のため、請負業者等に対する安全衛生管理体制の周知徹底に取り組めます。
- ・ 職場に潜む労働災害をもたらすリスク（潜在リスク）についての把握を行い、そのリスクに対して優先順位をつけて評価する「リスクアセスメント」を各事業所で実施し、その結果に応じてリスクの除去又は低減対策を検討し実行します。
- ・ 職員の心身の健康の保持増進に努めます。

<参考>労働災害発生件数

年度	企業庁職員	請負業者
23	2	2
24	1	0
25	2	0

【事業関係】

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

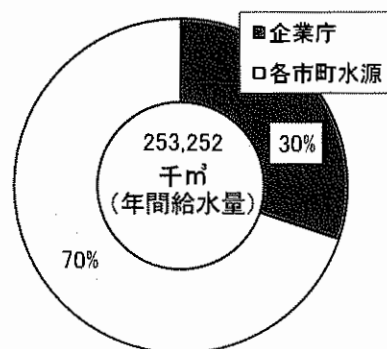
その後、順次事業統合や拡張事業を実施し、市水道事業への一元化等を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を営業し、県内29市町のうち、17市町に供給しています。

平成26年4月1日現在の給水能力は、一日あたり427,666 m^3 となっています。

平成24年度の給水量は約7,640万 m^3 で、県全体の需要量に対しては約30%の水量に相当します。(平成25年度の給水量は約7,646万 m^3)

近年、くらしの安全・安心に対する意識が高まっており、より良質で安全な水を供給していくことが求められているため、計画的な施設改良等を進めています。

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(平成24年度実績)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「契約水量 (一日当あたり)」に「基本料金単価 (円/ m^3 ・月)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「その月の使用水量」に「使用料金単価 (円/ m^3)」を乗じて得た金額

北勢系長良川水系の水道料金については平成23年4月1日に、その他の水系については平成22年4月1日に料金改定を行っています。

なお、平成27年4月1日にすべての水系の料金改定を予定しています。

水道料金表 (平成26年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩水道用水供給事業
	北勢系木曾川用水系	北勢系三重用水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市	亀山市以外		
基本料金単価 (円/ m^3 ・月)	670	2,930	2,750	2,560	1,000	1,070
使用料金単価 (円/ m^3)	39	39	39	39	39	39

水道事業の概要【営業関係】

(平成26年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画目標年度	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系木曾川水系	木曾川総合用水(岩屋ダム)<播磨>	S60 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 川越町 5,800 四日市市 36,200 鈴鹿市 10,000 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系三重水系	三重用水<水沢>	H12 四日市市 41,800 菰野町 2,600 鈴鹿市 6,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系長良川水系	長良川(長良川河口堰)<播磨>	H30 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 朝日町 1,000 川越町 1,400 四日市市 2,200 龜山市 7,400 鈴鹿市 2,200 菰野町 700 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系雲出川水系	雲出川(君ヶ野ダム)<高野>	S60 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系長良川水系	長良川(長良川河口堰)<大里>	H30 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川(蓮ダム)<多気>	H32 伊勢市 37,300 松阪市 61,000 鳥羽市 20,000 多気町 6,050 明和町 2,800 度会町 500 玉城町 500 志摩市 10,000 (大台町 1,700) 計 138,150 (139,850)	138,150 (拡張全部給水時 139,850)	一部給水: S62.5.1 全部給水: H11.4.1 拡張全部給水(予定): H27.4.1	
合計			17市町 (18市町)	427,666 (429,366)	

水道事業の概要【建設関係】

(平成26年4月1日現在)

事業名	水源	計画目標年度	給水対象市町及び給水量(m ³ /日)	給水能力(m ³ /日)	給水開始年月日	工期	事業費(千円)
南勢志摩水道用水供給事業(南勢水道拡張事業)	櫛田川(蓮ダム)	H32	大台町 1,700	1,700	給水(予定): H27.4.1	平成23~26年度	243,961

水道事業の概要【確保水源】

(平成26年4月1日現在)

水源	計画給水量(m ³ /日)	工期	事業費	備考
長良川(長良川河口堰)	151,200	昭和43~平成6年度	78.2億円(長良川河口堰)	水源施設は完了(水資源機構管理)
櫛田川(蓮ダム)	20,850	昭和46~平成3年度	36.1億円(蓮ダム)	水源施設は完了(国土交通省管理)

(3) 取組方針

- ・ ライフラインに係る大規模地震対策の必要性はますます高まっており、被害の軽減や未然防止のため、施設の耐震化を図るとともに、漏水等を防止し安定した水道用水の供給を図るため、老朽劣化対策を着実に進めます。
- ・ 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）における取水・導水施設の整備については、受水市町の意向を踏まえた環境生活部の要請に基づき、関係機関との調整を行います。
- ・ 南勢志摩水道用水供給事業（南勢水道拡張事業）については、平成27年4月からの大台町への新規給水（一日最大給水量1,700m³）の開始に向けて、施設整備を進めます。
- ・ 安全で安心な水道用水の供給のため、適切な水質管理に努めるとともに、水質等に関する情報を受水市町や県民の皆様様にホームページ等でわかりやすく提供していきます。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 沈澱池等の主要施設及び水管橋の耐震化を行うことにより、大規模地震などの災害時において、被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の送水を可能とします。
- ・ 管路については、老朽劣化対策として着実に更新を行うことにより、安定した供給を可能とします。

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
水道	1,769	2,492	3,030	2,473	9,764

※「企業庁第2次中期経営計画」（平成23年3月策定）より抜粋。事業費は計画ベース。

ア 耐震化

(ア) 応急復旧期間の目標

当庁施設の被災後の応急復旧期間の目標を最長1週間以内とし、目標達成のため必要な耐震化を実施します。

(イ) 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる沈澱池等、主要施設の耐震化は平成24年度に完了しました。

(ウ) 水管橋

被災時の影響が大きい大口径の水管橋や、構造が複雑で応急復旧に長期間を要する水管橋の耐震化を優先的に実施します。



耐震補強工事の実施状況
〔雲出川水管橋下部工〕

(エ) その他

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川用水系)の重要な施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (実績値)	H26 (目標値)
主要施設の耐震化率	99.2	100.0	100.0	100.0
水管橋の耐震化率	94.7	96.5	97.6	99.4

【水管橋の耐震化率については、平成24年4月に見直しを行っています。】

※主要施設の耐震化率：企業庁が管理する主要施設（129施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。

※水管橋の耐震化率：企業庁が管理する水管橋（170橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成26年度までに169橋）の割合。

(残りの1橋を含め平成27年度までに全て完成予定)

イ 老朽劣化対策

(ア) 管路

昭和40年代後半から昭和50年頃に布設された送水管について、老朽劣化に伴う漏水が頻発するようになったため、送水管の布設替を行います。

(イ) 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。



高野浄水場中央制御監視盤の状況

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (実績値)	H26 (目標値)
設備の更新率	21.1	54.4	78.9	100.0

※設備の更新率：4年間（平成23年度～平成26年度）で更新する設備（90設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

(5) 建設・拡張事業

ア 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）：取水・導水施設の計画

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、「北部広域圏広域的水道整備計画」（環境生活部所管：平成20年3月改定）に基づいて実施していますが、今後の取水・導水施設の整備については、受水市町の意向を踏まえた環境生活部の要請に基づき、関係機関などとの調整を行います。

イ 南勢志摩水道用水供給事業：大台町への新規給水について

南勢志摩水道用水供給事業における大台町への新規給水については、「南部広域圏広域的水道整備計画」（環境生活部所管：平成22年6月改定）に基づき、平成27年4月からの新規給水に向けて、平成23年度から計画的・効率的に施設整備を進めています。

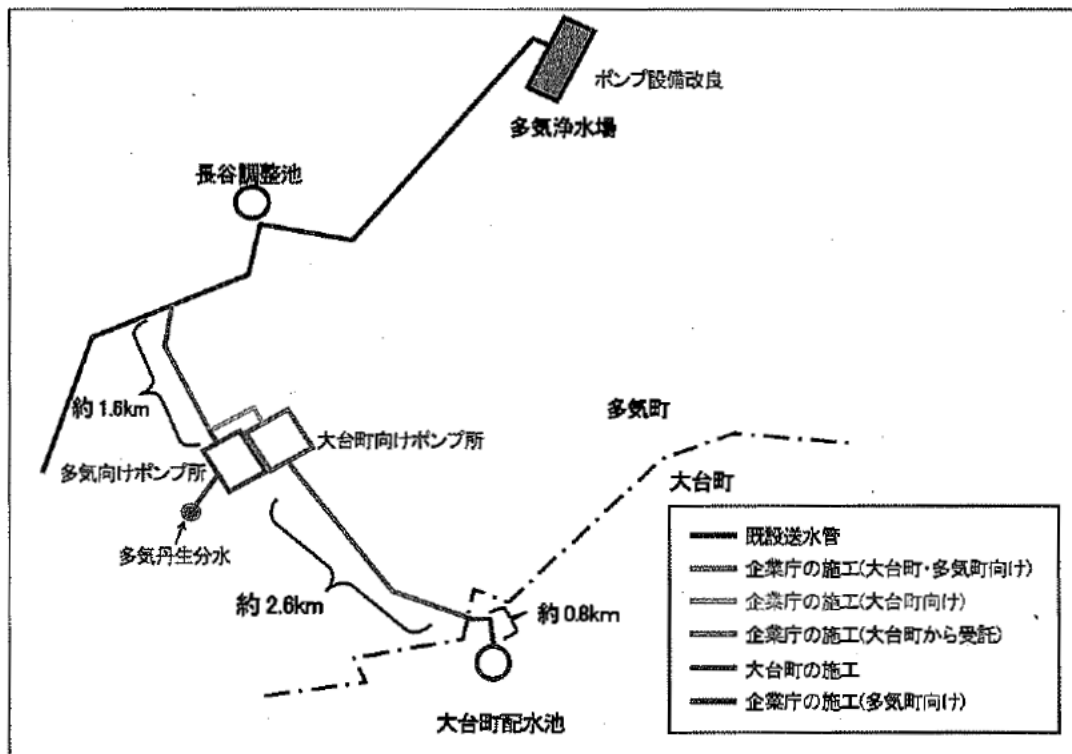
<新規給水の概要>

- 給水対象地域：大台町
- 一日最大給水量：1,700m³
- 給水開始時期：平成27年4月1日（予定）
- 事業実施期間：平成23年度～平成26年度
- 事業費：244百万円



【平成26年度主要工事予定】

	送水管布設工事
・多気浄水場2系送水ポンプ設備改良工事	77,965千円
・丹生加圧ポンプ所等遠方監視制御装置設置工事	60,990千円



【南勢志摩水道用水供給事業概要図（大台町関係）】

(6) 環境・地域への貢献

地球温暖化対策、温室効果ガスの削減に取り組むため、水道事業の浄水場等に再生可能エネルギー発電施設の導入を推進します。

【平成26年度における予定】

小水力発電設備実施設計 1地点

設置場所	設備	出力見込 (kw)	年間発電量見込 (kwh)	予定
鈴鹿導水ポンプ所	小水力	34	257,000	H26 設計、H27 以降設置

2 工業用水道事業

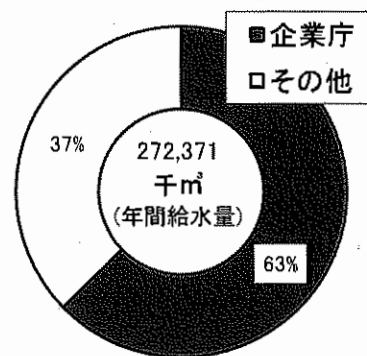
(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。

現在、給水能力は全体で一日あたり911,500m³を有し、県内の94社106工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

平成24年度の給水量は約1億6,809万m³であり、県内工業用水の約6割を占めています。(平成25年度の給水量は約1億6,458万m³)

県内工業用水に
企業庁の水が占める割合
(平成24年実績)



工業用水道事業の概要

(平成26年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社81工場	長良川 <沢地> 員井川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(990,000) 830,000	724,960	昭和31年 4月1日	昭和28年~	(14,270,826) 63,147,035
多度工業用水道事業	桑名市	1社1工場	三重用水 <多度>	(10,000) 10,000	10,000	昭和61年 4月1日	昭和 59~62年度	(10,434,228) 1,813,600
中伊勢工業用水道事業	津市	15社17工場	雲出川 (碧ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,810	昭和46年 5月1日	昭和44年~	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	榑田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36~62年度	908,208
合計		94社106工場		(1,088,500) 911,500	791,270			(25,134,164) 71,068,843

※給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示す。

※給水区域は現在給水している区域を示す。

※中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたものである。

工業用水道事業の概要【確保水源】

(平成26年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	(※) 4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川 河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

※計画給水量については、事業予定計画水量。

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「基本使用水量(m³/日)」(契約水量)にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量(m³/日)」(基本使用水量から休止水量^(※)を減じた水量)にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

※休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

なお、工業用水道料金はすべての事業において、3年ごとに見直しを行っており、平成25年4月から北伊勢工業用水道事業のみ改定を実施しました。

工業用水道事業の料金表 (平成26年4月1日現在)

(単位:円/m³)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
多度工業用水道事業	45.0	—	90.0
中伊勢工業用水道事業	21.3	1.9	46.4
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

(3) 取組方針

- ・ 施設の老朽劣化対策として、昭和56年から順次改築事業等を実施してきましたが、老朽劣化対策の一層の推進とともに、耐震化が急務となっており、安定給水を最優先に置いた施設の改築を着実に進めます。
- ・ 安全・安心・安定供給の実現を図りつつ、料金負担の軽減等ユーザー企業のニーズにも対応していくため、事業運営において引き続きコスト削減に努めるとともに、ユーザー企業等に対し積極的に経営情報の提供等を行います。
- ・ 未売水の解消に向け、関係部局や市町の企業誘致担当部局と連携し需要開拓に取り組むとともに、企業からの給水申し込みに対し、迅速な対応を行います。

未売水：将来の水需要に対応するため確保している水源のうち、既に事業化しているが受水者が未確定なもの。

未利用水：将来の水需要に対応するため確保している水源のうち、事業化されていないもの。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 取水施設や浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を行うことにより、大規模地震等の災害時における被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の給水を可能とします。
- ・ 老朽劣化対策については、漏水事故等が危惧されるコンクリート管（PC管）や鋳鉄管（CIP管）の更生工事等を優先的に実施するとともに、計画的に電気・計装・機械設備の更新を行うことにより、事故の未然防止に努めます。

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
工業用水道	3,180	4,178	3,730	3,820	14,908

※「企業庁第2次中期経営計画」（平成23年3月策定）より抜粋。事業費は計画ベース。

ア 耐震化

(ア) 応急復旧期間の目標

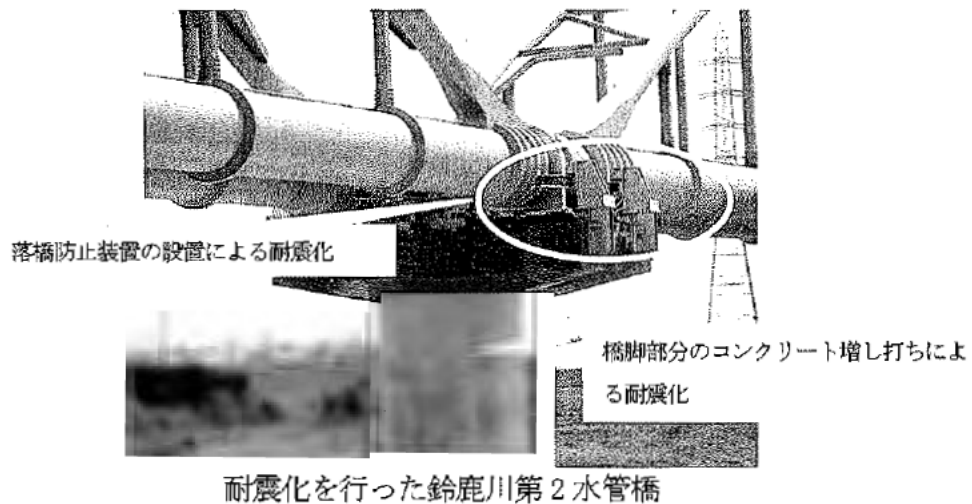
一般的に、被災後の工場の操業は、水道、道路等の社会基盤が復旧してから再開されると考えられることや、過去の大震災後の工業用水道の復旧状況を踏まえ、被災後の応急復旧期間の当面の目標を6週間以内としました。

(イ) 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・取水所等、主要施設の耐震化を実施します。

(ウ) 水管橋

管路施設の被災によりユーザーへ給水支障を与えないようにするため、応急復旧に長期間を要する主要水管橋の耐震化を優先的に実施します。



(エ) その他

北伊勢工業用水道事業の重要な施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (実績値)	H26 (目標値)
主要施設の耐震化率	79.7	84.4	85.9	92.2
水管橋の耐震化率	77.0	79.7	85.1	95.9

【主要施設の耐震化率については、平成24年4月に見直しを行っています。】

※主要施設の耐震化率：企業庁が管理する主要施設（64施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設（平成26年度までに59施設）の割合。

※水管橋の耐震化率：企業庁が管理する水管橋（74橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成26年度までに71橋）の割合。

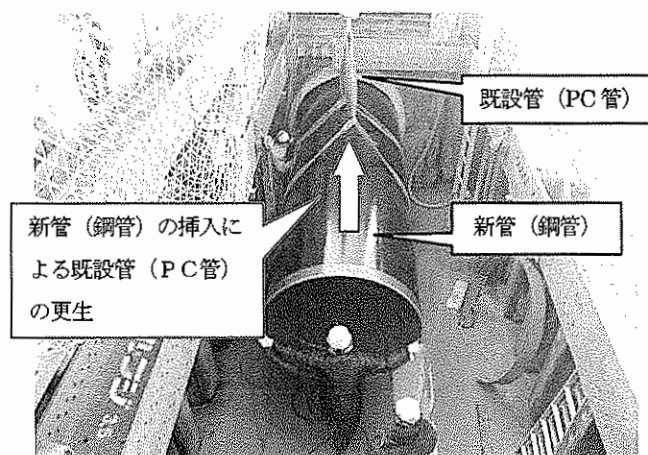
イ 老朽劣化対策

(ア) 管路

管路の老朽劣化対策については、企業庁第2次中期経営計画期間中（平成23年度～平成26年度）において、コンクリート管（PC管）のパイプ・イン・パイプ工法（管挿入工法）による管更生工事(2.8km)や铸铁管（CIP管）の布設替工事(1.7km)を実施します。

(イ) 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新します。



管路の老朽劣化対策として実施した管更生工事
(パイプ・イン・パイプ工法)の施工状況
〔内径 1650 耗 PC 管布設替工事(四期・野田第1工区)〕

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (実績値)	H26 (目標値)
管路の更生率	13.5	37.6	71.7	100.0
設備の更新率	15.8	29.8	35.1	100.0

※管路の更生率：4年間（平成23年度～平成26年度）で更生する管路（4.5 km）のうち、計画的に更生する管路の割合。

※設備の更新率：4年間（平成23年度～平成26年度）で更新する設備（57設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

ウ 配水運用の強化

漏水事故等の緊急時における給水の安定化を図るため、管路の複線化・ループ化による配水ネットワークの強化を計画的に実施します。

(5) 多度工業用水道事業について

多度工業用水道は昭和61年4月に給水を開始しましたが、給水先である富士通セミコンダクター(株)三重工場A棟の操業廃止に伴い、本年（平成26年）10月1日から給水を停止する予定です。このため、今後は県や市町の企業誘致関係部とも連携のうえ、多度工業用水道の新たなユーザー確保に向け取り組みます。

- ・昭和58年 8月 富士通(株)三重工場が桑名市多度町に立地決定
- ・昭和60年 6月 多度浄水場建設着手
- ・昭和61年 4月 多度工業用水道から給水開始
- ・平成25年 2月 富士通(株)及び富士通セミコンダクター(株)が「半導体事業の再編と方針について」の中で三重工場A棟（200mmライン）を会津若松へ集約を発表
- ・平成26年 4月 富士通セミコンダクター(株)が工業用水使用廃止承認申請書を提出
- ・平成26年10月 工業用水の給水停止（予定）

3 水力発電事業

(1) 運営状況

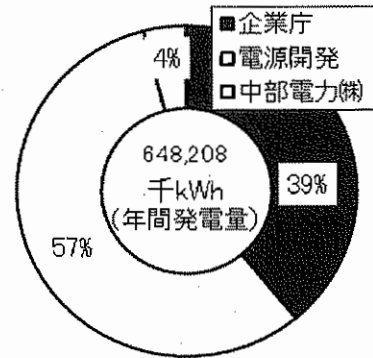
本県の水力発電事業は、昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として長発電所をはじめに、宮川第一、第二、第三発電所を順次建設し、その後も、中南勢地域総合開発事業や石油代替エネルギー政策のもとで、6箇所の水力発電所を建設し、合計10発電所となりました。

平成25年4月1日に青蓮寺及び比奈知発電所を、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二及び蓮発電所を中部電力㈱に譲渡したことにより、現在の設備は5発電所で、発電した電力は中部電力㈱を通して県内に供給しています。

なお、合計最大出力は35,200kWであり、これは、全国の26公営電気事業者の中で22番目の規模です。

平成24年度の供給電力量は、約251,412千kWhで県内水力発電に占める割合は約39%に相当します。(平成25年度の供給電力量は約185,522千kWhで一般家庭約5万2千世帯の1年間の使用電力量に相当します。)

県内水力発電に
企業庁が占める割合
(平成24年度実績)



(参考) 電気事業設備概要

(平成26年4月1日現在)

発電所名	使用河川名	発電所位置	発電形式	最大使用水量 (m ³ /秒)	最大出力 (kW)	H25年度供給電力量 (千kWh)
長	大内山川	多気郡大台町	水路式	6.00	2,600	9,853
宮川第三	堂倉谷川 不動谷川	多気郡大台町	ダム水路式	3.00	12,000	42,593
三瀬谷	宮川	多気郡大台町	ダム式	40.00	11,400	15,959
大和谷	大和谷川	多気郡大台町	水路式	3.00	6,400	11,185
青田	青田川 菅谷川	松阪市飯高町	水路式	1.50	2,800	-46
宮川第一(平成26年4月1日 中部電力㈱に譲渡)					—	40,655
宮川第二(平成26年4月1日 中部電力㈱に譲渡)					—	54,511
蓮(平成26年4月1日 中部電力㈱に譲渡)					—	10,812
水力合計					35,200	185,522

(2) 平成26年度電気料金

水力発電の卸供給料金は、電気事業法に基づく卸供給料金算定規則により算出しています。

これは、原価を算定する期間内に卸供給を行うために必要な費用（営業費）に適正な利潤（事業報酬）を加えた額として算出しています。

現行料金は、平成26年度分として、17.85円/kWhで電力会社と契約するとともに、経済産業省に届出をしています。

基本料金 (年額)	従量料金単価 (1kWh当たり)	平均単価 (1kWh当たり)
1,416百万円	0.60円	17.85円

(3) 水力発電事業譲渡

最終となる3回目の譲渡に向けて、設備、水利関係手続きなどの下記のような諸課題への対応を的確に進めます。

- ・地域貢献課題：宮川の流量回復等
- ・設備課題：青田発電所の導水路復旧、宮川第三発電所の建屋クラック対策、宮川第三発電所圧力ケーブル取替等
- ・その他：水利権の譲渡等

また、水力発電施設の譲渡に伴う「三重県公営企業の設置等に関する条例」の改正などについては、県議会へ諮っていきます。

【経過】

- ・平成19年10月 中部電力㈱を相手先として交渉開始
譲渡条件：①適正な譲渡価格
②すべての発電所が継続して運営されること
③地域貢献の取組が継続されること
- ・平成23年 8月 「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」の締結

【基本合意の内容】（平成24年7月の青田発電所の譲渡時期変更後の内容）

- ・譲渡価格は105億円とする。
- ・10箇所すべての発電所を、3年間で順次譲渡する。
譲渡日 平成25年4月1日 2発電所（青蓮寺、比奈知）
譲渡日 平成26年4月1日 3発電所（宮川第一、宮川第二、蓮）
譲渡日 平成27年4月1日 5発電所（宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田、長）

・平成24年 9月 譲渡対価の支払方法に関する確認書の締結

	1回目	2回目	3回目
譲渡日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
発電所名	青蓮寺発電所 比奈知発電所	宮川第一発電所 宮川第二発電所 蓮発電所	宮川第三発電所 三瀬谷発電所 大和谷発電所 青田発電所 長発電所
分割した譲渡対価 (税抜き)	10.7億円	26.0億円	68.3億円

- ・平成25年 2月 「青蓮寺発電所および比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を中部電力㈱と三重県企業庁との間で締結
- ・平成25年 4月 2発電所（青蓮寺発電所・比奈知発電所）を中部電力㈱へ譲渡
- ・平成26年 2月 「宮川第一発電所、宮川第二発電所および蓮発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を中部電力㈱と三重県企業庁との間で締結
- ・平成26年 4月 3発電所（宮川第一発電所・宮川第二発電所・蓮発電所）を中部電力㈱へ譲渡

4 RDF焼却・発電事業

(1) 運営状況

本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、企業庁が、水力発電事業（地方公営企業法第2条に規定する法定事業として実施）の附帯事業として、平成14年12月から運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修および危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開しました。

また、安定的にRDFを処理するため、貯蔵施設を新たに整備し、平成18年8月29日から運用を開始しました。

現在、焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の運営にあたっています。

(参考1) 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）

発電出力：12,050 kW

(参考2) RDF製造市町（5団体13市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	松阪市、大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	—
紀北町	—

ア 焼却・発電施設の運用

RDF受入検査やボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検（ボイラ2基×年3回）と法定自主検査（ボイラ2年に1回、タービン4年に1回）を行うなど安全確保に取り組んでいます。

RDFの焼却により発電した電力は、桑名広域清掃事業組合及び電気事業者に供給しており、これは一般家庭約1万5千世帯の1年間の使用電力量に相当します。

（平成25年度実績）RDF処理量：48,808 t（日平均 約134t）

供給電力量：53,535千kWh

イ 貯蔵施設の運用

(ア) 平常時の運用

ボイラの連続運転を確保するため、RDF搬入量の少なくなる週末に向けて必要な量のRDFを貯蔵します。

(イ) RDFの適切な貯蔵

異常を早期に発見し、迅速かつ的確な対応ができるよう、「RDF貯蔵施設管理規程」に基づき、24時間体制で温度・ガス等の監視を行います。

(ウ) ボイラ定期点検時等の運用

2基のボイラは1基ごとに点検するため、ボイラ1基の処理能力を超えるRDFを貯蔵し、点検等終了後に焼却処理します。なお、4年に1回のタービン法定自主検査時には、貯蔵能力を超えるRDFを外部処理します。(平成26年度実施予定)

(参考3) RDF貯蔵施設(平成18年8月より運用開始)の概要

ア 形式:屋内式開放型ピット方式

イ 主要寸法:幅39.0m×長さ39.8m×高さ10.6m

ウ 最大貯蔵量:約1,000t(約137t×6ピット、約86t×2ホッパ)

エ 主な安全対策設備:

- 温度測定装置
 - ・ピット内RDF温度測定器(測温ケーブル式)2本/ピット
 - ・ホッパ内RDF温度測定器(測温抵抗体式)8箇所/ホッパ
 - ・RDF表面温度計(赤外線二次元イメージセンサー)2基
 - ・温湿度計 室内外各1基

○ガス濃度測定装置(一酸化炭素、メタン、水素、酸素)1式

○常時換気設備(処理風量250m³/分)1基

○ピット内注水設備

- ・防火水そう(200m³)1基
- ・防火ポンプ(100m³/時間)1台



RDF貯蔵施設

(2) 安全対策等

ア 安全管理会議

平成16年3月に、発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を、さらに同年5月には、専門的、技術的知見からの検討を行うため、学識経験者等で構成する「同技術部会」を設置し、運転状況を随時報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しています。

(開催実績) 平成25年度:安全管理会議2回、技術部会2回

イ RDF品質管理

「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDFの品質管理を行っています。主な取組として、RDFの受入時には必ず受入検査を行い(年間2,600回程度)、同規程の基準を満たさないRDFは市町に返却するなど、環境生活部と連携しながら品質管理を徹底しています。

ウ 地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を設置し、地域との調整や情報共有を行っています。

また、発電所だより(月1回発行)により、定期的に地元住民に発電所の運転状況等を報告しています。

今後も地元住民等関係者の理解と協力のもと、発電所の運営を進めます。

(3) RDF処理委託料の経緯

ア 平成14年度から平成19年度の処理委託料

RDF焼却・発電事業は、売電による電力料収入と市町の負担により運営経費を賄うこととし、処理委託料3,610円/t(税抜き)で平成14年度から事業を開始しました。

その後、電力料収入の減少や新たな安全対策経費の増加等により、健全経営が困難な状況となったため、関係市町と協議を重ね、平成19年2月7日のRDF運営協議会総会(以下「総会」という。)において、平成18年度及び平成19年度の処理委託料を4,817円/t(税抜き)とすることなどについて市町と合意しました。

イ 平成20年度以降の処理委託料の改定

平成20年度以降の処理委託料については、平成20年度から平成28年度の9カ年の収支見込みに基づき、平成28年度に収支均衡となるための処理委託料(以下「収支均衡単価」という。)を8,971円/t(税抜き)として設定し、平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げることが平成20年11月6日の総会において決議されました。

ウ 平成23年度からの処理委託料の改定

収支計画は平成20年11月の総会決議により3年ごとに見直すこととなっており、平成22年度に収支計画の見直しについて市町と協議を行いました。その結果、収支不足見込額が4.1億円悪化し23億円となることから、収支均衡単価を10,389円/t(税抜き)に引き上げ、平成23年度からの処理委託料を増額改定することが平成23年4月5日の総会において決議されました。

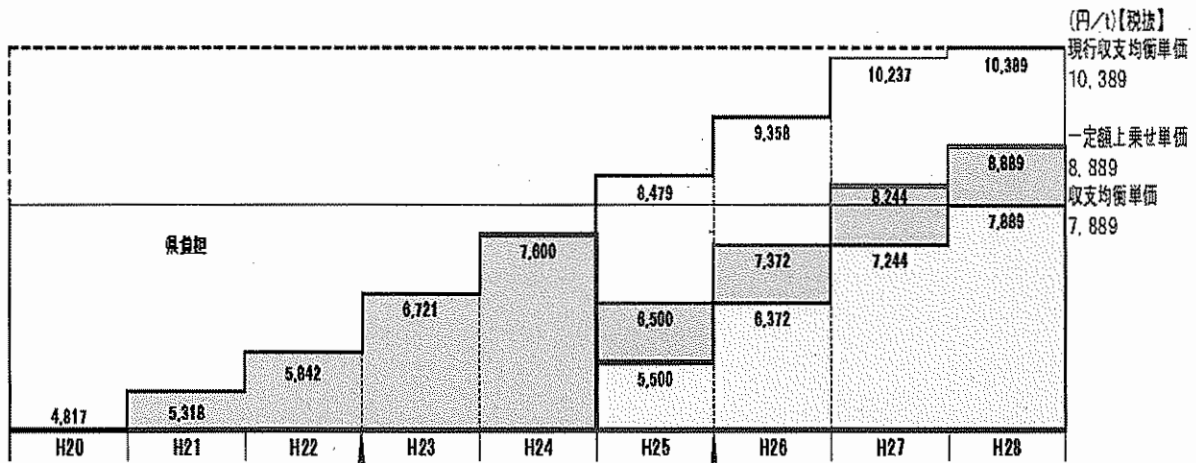
エ 平成25年度からの処理委託料の改定

三重ごみ固形燃料発電所は、平成24年11月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度での売電を開始したこと等に伴い、平成28年度までに10億円程度の売電収入の増加が見込まれることとなりました。このことから、平成25年度に市町と協議を行った結果、3年ごとの収支計画の見直しを1年前倒しして平成25年度から実施することとなりました。

見直しの結果、収支不足見込額が10.2億円改善し12.9億円となることから、収支均衡単価を7,889円/t（税抜き）に引き下げ、平成25年度からの処理委託料を減額改定することが平成25年11月29日の総会において決議されました。

なお、今回の料金改定では、平成29年度の処理委託料の急激な上昇を軽減させるため、平成29年度以降の市町負担分の前倒しとして、平成25年度から平成28年度までの処理委託料に1,000円/t（税抜き）を上乗せして徴収することとなりました。

（参考4）平成25年11月の収支見直しに基づく処理委託料の改定



（4）RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

ア あり方検討作業部会の設置

平成20年11月の総会決議により、平成20年12月、RDF運営協議会内に「あり方検討作業部会」を設置し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得るよう市町と協議を進めてきました。

イ 平成29年度以降の参画市町、継続期間

平成29年度以降の参画市町について、平成22年4月のRDF運営協議会理事会（以下「理事会」という。）で、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組み※において事業を継続することが決議されました。

また、平成29年度以降の継続期間について、平成22年8月の理事会で、4年間（平成32年度末事業終了）とすることが決議されました。

※平成25年度末で志摩市が離脱し、5製造団体（13市町）となりました。

ウ 平成29年度以降の費用負担、事業主体

平成23年4月の総会で、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）を県と市町とで半分ずつ負担すること、及びこの間の事業主体を県とすることが決議されました。

平成29年度以降継続期間中の事業主体については、関係部局で協議し決定していきます。

エ RDF焼却・発電事業に係る確認書

平成29年度以降の参画市町や事業からの離脱に関する事項などの手続きを定めた「RDF焼却・発電事業に係る確認書」（以下「確認書」という。）が、平成24年3月の理事会で承認され、平成26年1月17日付けで押印が完了しました。

また、確認書の押印に先立ち、脱退する市町の責任を明確化するため、「脱退負担金の取り扱いに関する決議」が、平成25年10月の理事会で承認されました。

（参照：別添資料P33～37）

(5) RDF運営協議会からの松阪市の脱退の協議

松阪市は、旧飯南、飯高地区も含めた市全域のごみ処理を平成27年度から一元化することをめざしており、これに合わせて平成26年度末でRDF運営協議会から脱退する意向が示されました。この意向を受けて香肌奥伊勢資源化広域連合から、平成26年度末でのRDF運営協議会からの松阪市の脱退に係る協議依頼文書が平成26年3月31日付けでRDF運営協議会あてに提出されました。

RDF運営協議会から脱退する場合は、確認書第4条で理事会において審議することと定められており、理事会の審議に向けてRDF運営協議会総務運営部会で協議を進めています。総務運営部会は、平成26年4月28日に第1回を、5月23日に第2回を開催しました。

(6) 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機(株)との間の損害賠償請求訴訟については、平成18年9月7日に口頭弁論が開かれ、現在も継続して審理が行われています。

次回期日は、平成26年5月29日の予定であり、今後も、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

【参考】民事訴訟の損害賠償請求額について

県側	: 22億5,653万4,672円
富士電機(株)側	: 31億5,408万 568円

【資料】

企業庁事務分掌

職員数	229人
-----	------

副庁長

千代世 正人
(電話：059-224-2821)

企業総務課 16人

課長 浅井 雅之
(電話：059-224-2822)

総務班 4人

組織定数及び人事に関すること
給与及び福利厚生に関すること
人権施策に関すること

法令班 2人

法令、訴訟に関すること
労働安全衛生に関すること

企画班 4人

経営計画の推進に関すること
重要施策・重要事業の企画調整に関すること
県議会に関すること
広聴広報に関すること

事業管理班 5人

入札・契約制度及び技術管理に関すること
人材育成に関すること
危機管理に関すること

財務管理課 14人

課長 高須 幹郎
(電話：059-224-2829)

経理班 4人

経理に関すること
決算に関すること

予算管理班 6人

予算に関すること

資産管理班 3人

固定資産管理に関すること

危機・事業管理監兼RDF発電監

村林 行一
(電話：059-224-2822)

危機管理、事業管理の推進及びRDF焼却・発電事業に関すること

資産管理監

西川 秀樹
(電話：059-224-2829)

資産整理の推進、資産管理の調整及び企業出納員に関すること



RDF焼却・発電事業に係る確認書

伊賀市、志摩市、紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、桑名広域清掃事業組合、南牟婁清掃施設組合及び三重県は、RDF焼却・発電事業（以下「事業」という。）について、平成20年11月6日及び平成23年4月5日の三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）総会決議に基づき、本書を取り交わすことにより、事業が円滑に実施できるよう次のとおり確認する。

（運営体制）

第1条 事業については、次の製造団体及び製造団体を構成する市町が参画し、三重県（以下「県」という。）が事業主体となって運営する。ただし、志摩市が参画する期間については、平成23年4月5日の協議会総会決議に基づき、平成26年3月31日までの期間とする。

伊賀市

志摩市

紀北町

香肌奥伊勢資源化広域連合（松阪市、多気町、大台町、大紀町）

桑名広域清掃事業組合（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）

南牟婁清掃施設組合（熊野市、御浜町、紀宝町）

（事業期間）

第2条 前条に規定する運営体制による事業期間は、平成33年3月31日までの期間とする。

（費用負担）

第3条 平成28年度までの費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 事業の運営に要する費用は、売電による収入及び製造団体が負担する処理委託料（平成19年2月7日の協議会総会決議による処理委託料により算出したものをいう。）をもって充てるものとするが、収支計画における平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額については、平成20年11月6日の協議会総会決議に基づき、製造団体と県が半分ずつ負担する。
 - (2) 前号の収支計画については、平成20年度以後3年度ごとに見直すこととされていることから、平成23年4月5日の協議会総会において改定された収支計画については、平成25年度に見直す。
 - (3) 前2号の収支計画における収支不足見込額とその実績に過不足が生じる場合は清算するものとし、その清算方法等については、別途協議会で定める。
- 2 平成29年度から平成32年度までの費用負担については、次のとおりとする。
- (1) 事業の運営に要する費用は、売電による収入及び製造団体が負担する処理委託

料（平成28年度に収支が均衡する処理委託料により算出したものをいう。）をもって充てるものとするが、平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費及び外部処理費をいう。以下同じ。）については、平成23年4月5日の協議会総会決議に基づき、製造団体と県が半分ずつ負担する。

- (2) 平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額のうち製造団体負担分の負担方法等については、別途協議会で定める。
- (3) 平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額とその実績に過不足が生じる場合は清算するものとし、その清算方法等については、別途協議会で定める。

（運営体制からの脱退等）

- 第4条 製造団体は、当該製造団体又は当該製造団体を構成する市町（以下「製造団体等」という。）が、平成33年3月31日（志摩市については、平成26年3月31日）までに第1条の運営体制からの脱退（以下「脱退」という。）をするときは、遅くとも脱退を希望する日の1年前までに協議会長宛て文書により協議しなければならない。
- 2 脱退の協議があった場合は、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。
 - 3 前項により協議会において製造団体等の脱退が認められた場合は、脱退が認められた製造団体又は脱退が認められた市町が属する製造団体は、遅滞なく脱退に伴う負担金を一括で支払わなければならない。
 - 4 前項の脱退に伴う負担金については、次項により算定するものとし、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。
 - 5 脱退に伴う負担金は、脱退の日から平成33年3月31日（志摩市については、平成26年3月31日）までの期間（以下「残存期間」という。）における各年度の処理委託料単価（平成29年度から平成32年度の処理委託料単価については、平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額のうち、製造団体が負担するべき額を含むものとして算出したものをいう。）に残存期間における各年度のRDF処理委託量（脱退する日の属する年度の前年度以前3年間の処理委託量の平均値とする。）を乗じて得た額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額とする。
 - 6 製造団体等が、RDF焼却・発電施設における処理が可能であり、かつ、製造団体のRDF化施設における処理が可能でもあるにも関わらず、焼却施設における処理その他RDF焼却・発電施設以外の施設における処理を意図的に行った場合は、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。ただし、3R推進によるごみの減量化、堆肥化等については、ごみの発生・排出抑制であることから、この限りではない。
 - 7 前項により協議会において脱退と認められた場合は、脱退と認められた製造団体又は脱退と認められた市町が属する製造団体は、遅滞なく脱退に伴う負担金を一括で支払わなければならない。

(事業期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用)

第5条 事業期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属するものとし、事業が終了した後の撤去費用については、県が負担する。

(経費の節減等)

第6条 県は、安全・安定運転を前提とした上で、経費の節減に資するよう、効率的なRDF焼却・発電施設の運用に努める。また、事業の予算及び決算については、協議会総務運営部会でチェックを行う。

(県の技術的支援)

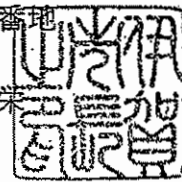
第7条 製造団体等が平成33年度以降のごみ処理方式を検討するため参考となる資料について、県は市町に協議会で提供する等技術的支援を行う。

(疑義等に関する取扱い)

第8条 この確認書に関し疑義の生じた事項及び確認書に定めのない事項については、協議会で協議の上決定する。

平成26年1月17日

三重県伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市
伊賀市長 岡本 栄



三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22
志摩市
志摩市長 大口 秀 利



三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島769番地1
紀北町
紀北町長 尾上 壽 一



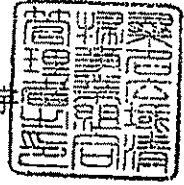
三重県多気郡多気町丹生4290
香肌奥伊勢資源化広域連合
広域連合長 久保 行 男



三重県桑名市多度町力尾

桑名広域清掃事業組合

管理者 伊藤 徳 宇



三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 2 0.5 3

南牟婁清掃施設組合

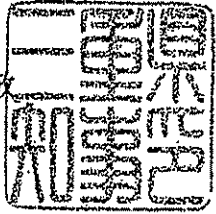
管理者 古川 弘 典



三重県津市広明町 1 3 番地

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

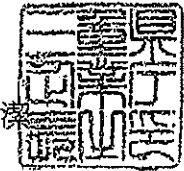


三重県津市広明町 1 3 番地

三重県

公営企業管理者

三重県企業庁長 小林



脱退負担金の取り扱いに関する決議

「RDF焼却・発電事業に係る確認書」(以下「確認書」という。)は、平成 20 年11月6日及び平成23年4月5日の三重県RDF運営協議会(以下「協議会」という。)総会決議に基づき、平成24年3月28日の協議会理事会で決定している。

今後、「確認書」第4条を具体的事案に適用するに当たって、製造団体から脱退することにより「確認書」第1条の運営体制から脱退することとなる市町(以下「脱退市町」という。)について、以下のことを確認する。

1. 「確認書」第4条第3項、及び、第7項に規定する「脱退に伴う負担金」(以下「負担金」という。)は、脱退市町により生じたものであることから、脱退市町以外の協議会構成団体が不利益を被ることのないよう、脱退市町が負担すべきものである。
2. 脱退市町が属する製造団体は、協議会理事会の審議結果に従って、脱退市町が遅滞なく負担金を支出するよう求めなければならない。
3. 脱退市町は、製造団体の求めに応じ、製造団体に対して遅滞なく負担金を支払わなければならない。
4. 県は、上記2の結果、支障が生じたとき製造団体の協力要請に基づき、ともに対応する。